

法人の変更登記のしおり

宮前区馬絹1・2・3丁目地区

平成28年10月17日(月)に実施する宮前区馬絹1・2・3丁目地区の住居表示に伴い、法人の所在地及び役員住所の変更登記が法律で義務づけられています。

皆様にはお手数ですが、次のとおり法人の変更登記の手続きをさせていただきますようお願いいたします。

また、法人の変更登記の手続きは平成28年10月17日(月)からとなりますのでご注意ください。

なお、変更登記に登録免許税はかかりません。

《 目 次 》

1 変更登記の対象	1 ページ
2 手続きの内容	1 ページ
3 法人の所在変更の手続き	1 ページ
4 役員住所変更の手続き	2 ページ
5 変更登記申請書の記載方法等について	3 ページ
書式例1 法人の本店の所在変更	
書式例2 役員(代表取締役)の住所変更	
書式例3 法人の本店の所在及び役員(代表取締役)の住所変更	
6 お問い合わせ先	7 ページ

1 変更登記の対象

住居表示の実施に伴い、次に掲げる事項に該当する場合は変更登記が必要になります。

- 住居表示実施区域内に法人の本店又は支店の所在地がある。
⇒「3 法人の所在変更の手続」を参照してください。
- 住居表示実施区域内に法人の役員（株式会社・有限会社、その他の会社、各種法人で住所が登記されている役員全員）の住所がある。
⇒「4 役員の住所変更の手続」を参照してください。

2 手続の内容

法人の所在地、法人の役員の住所変更

3 法人の所在変更の手続

《本店が実施区域内にある場合》

（1）本店における変更登記の手続

【手続先】

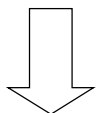
横浜地方法務局

【必要書類等】

- ①通知書又は住居の表示の変更証明書
- ②変更登記申請書
- ③印鑑（会社の実印）

【期限】

住居表示実施日から2週間以内



支店の所在地が横浜地方法務局の管轄外の場合のみ

（2）支店における変更登記の手続

（本店における変更登記の手続が済んでから行ってください。）

【手続先】

支店の所在地を管轄する法務局

【必要書類等】

- ①変更登記申請書
- ②（1）本店における変更登記を証する履歴事項証明書
- ③印鑑（会社の実印）

【期限】

住居表示実施日から3週間以内

※本店及び支店が実施区域内にある場合は、本店における変更登記の手続の際に、本店の所在地及び支店の所在地の変更登記を同時に行うことができます。

《支店が実施区域内にある場合》

(1) 本店における変更登記の手続

【手続先】

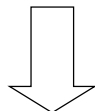
本店の所在地を管轄する法務局

【必要書類等】

- ①通知書又は住居の表示の変更証明書
- ②変更登記申請書
- ③印鑑（会社の実印）

【期限】

住居表示実施日から2週間以内



本店の所在地が横浜地方法務局の管轄外の場合のみ

(2) 支店における変更登記の手続

【手続先】

横浜地方法務局

【必要書類等】

- ①変更登記申請書
- ②(1)本店における変更登記を証する履歴事項証明書
- ③印鑑（会社の実印）

【期限】

住居表示実施日から3週間以内

※本店及び支店が実施区域内にある場合は、本店における変更登記の手続の際に、本店の所在地及び支店の所在地の変更登記を同時に行うことができます。

4 役員の住所変更の手続

本店における変更登記の手続

【手続先】

本店の所在地を管轄する法務局

【必要書類等】

- ①通知書又は住居の表示の変更証明書
- ②変更登記申請書
- ③印鑑（会社の実印）

【期限】

住居表示実施日から2週間以内

※変更登記の対象となる役員は、株式会社・有限会社、その他の会社、各種法人で住所が登記されている役員全員です。

5 変更登記申請書の記載方法等について

- 4～6ページの書式例を参照し、下線が引かれている箇所を記入して下さい。
- 数字は0 1 2 3 4 5 6 7 8 9を用いて記入して下さい。
- 法人の所在地と役員の住所が、いずれも今回の住居表示実施区域内にある場合は、6ページの書式例のとおり1枚で申請できます。
なお、住所の変更を証明とする「通知書」又は「住居の表示の変更証明書」については、法人及び役員個人のものそれぞれが必要となります。
- ※「通知書」が不足した場合は、平成28年10月17日（月）以降に、同じ効力を持つ「住居の表示の変更証明書」を宮前区役所区民課にて、請求してください。
- 変更登記の申請人は、株式会社・有限会社、その他の会社、各種法人で法務局に印鑑を登録している代表者です。
- 変更登記申請書は、宮前区役所区民課、市民文化局戸籍住民サービス課及び横浜地方法務局法人登記部門にもあります。
- 変更登記申請書は、御自分で同様の書式を作成していただいても構いません。
- 郵送による手続も可能です。詳細は、管轄の法務局にご確認ください。

書式例1(法人の本店の所在変更)

「株式会社」、
「有限会社」等と記入

株式会社 変更登記申請書

1. 商号(名称) 川崎株式会社(法人名)

1. 本店(主たる事務所) 川崎市宮前区馬絹1767番地8

登記されている
本店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による
本店

の変更

1. 登記すべき事項 平成28年10月17日住居表示の実施による
本店

の変更

本店

川崎市宮前区馬絹 2 丁目 10 番 17 号

住居表示後の
本店所在地

支店

川崎市宮前区馬絹 丁目 番 号

住所

川崎市宮前区馬絹 丁目 番 号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 通知書又は住居の表示の変更証明書 1 通
委任状 通

上記のとおり登記の申請をします。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請書提出年月日

申請人 本店(主たる事務所) 川崎市宮前区馬絹2丁目10番17号
商号(名称) 川崎株式会社(法人名)

住居表示後の
本店所在地

代表者の資格 代表取締役

住所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏名 川崎 太郎 ㊞

法務局に印鑑を登録している
代表者の住所
(住居表示で変更した場合は、
変更後の住所)

上記代理人 住所
氏名 ㊞

会社の実印

連絡先の電話番号 044-123-4567

横浜地方法務局法人登記部門 御中

10.5×4.5cmのスペースを
空けてください

書式例2(法人の役員(代表取締役)の住所変更)

「株式会社」、 「有限会社」等と記入	→	株式会社 変更登記申請書
1. 商号(名称)		<u>川崎株式会社(法人名)</u>
1. 本店(主たる事務所)	<u>川崎市川崎区宮本町1番地</u>	← 登記されている 本店所在地
1. 登記の事由	住居表示の実施による	
役員 <small>の資格</small>	→	<u>代表取締役の住所</u> の変更
1. 登記すべき事項	平成28年10月17日住居表示の実施による	
	▲	<u>代表取締役 川崎 太郎 の住所</u> の変更
	本店	
	川崎市宮前区馬絹	丁目 番 号
	支店	
	川崎市宮前区馬絹	丁目 番 号
	住所	
住居表示後の住所	→	川崎市宮前区馬絹 <u>2</u> 丁目 <u>10</u> 番 <u>17</u> 号
1. 登録免許税		登録免許税法第5条第4号により非課税
1. 添付書類	通知書又は住居の表示の変更証明書 委任状	<u>1</u> 通 通
上記のとおり登記の申請をします。		
	平成 <u>〇〇</u> 年 <u>〇〇</u> 月 <u>〇〇</u> 日	← 申請書提出年月日
申請人 本店(主たる事務所)	<u>川崎市川崎区宮本町1番地</u>	← 登記されている 本店所在地
商号(名称)	<u>川崎株式会社(法人名)</u>	
代表者の資格	<u>代表取締役</u>	
住所	<u>川崎市宮前区馬絹2丁目10番17号</u>	← 法務局に印鑑を登録している 代表者の住所 (住居表示で変更した場合は、 変更後の住所)
氏名	<u>川崎 太郎</u> ㊟	
上記代理人	住所	
	氏名	㊟
連絡先の電話番号	<u>044-123-4567</u>	
横浜地方法務局法人登記部門 御中		10. 5×4. 5cmのスペースを 空けてください

書式例3(法人の本店の所在及び役員(代表取締役)の住所変更)

「株式会社」、
「有限会社」等と記入

株式会社 変更登記申請書

1. 商号(名称) 川崎株式会社(法人名)

1. 本店(主たる事務所) 川崎市宮前区馬絹1767番地8

登記されている
本店所在地

1. 登記の事由 住居表示の実施による
本店及び代表取締役の住所

役員
の資格

の変更

1. 登記すべき事項 平成28年10月17日住居表示の実施による
本店及び代表取締役 川崎 太郎 の住所

の変更

本店

川崎市宮前区馬絹 2 丁目 10 番 17 号

住居表示後の
本店所在地

支店

川崎市宮前区馬絹 丁目 番 号

住所

住居表示後の住所

川崎市宮前区馬絹 2 丁目 10 番 17 号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 通知書又は住居の表示の変更証明書 2 通
委任状 通

・法人の通知書
・役員
の通知書

上記のとおり登記の申請をします。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請書提出年月日

申請人 本店(主たる事務所) 川崎市宮前区馬絹2丁目10番17号

住居表示後の
本店所在地

商号(名称) 川崎株式会社(法人名)

代表者の資格 代表取締役

住所 川崎市宮前区馬絹2丁目10番17号

氏名 川崎 太郎 ㊟

法務局に印鑑を登録している
代表者の住所
(住居表示で変更した場合は、
変更後の住所)

上記代理人

住所

氏名

㊟

会社の実印

連絡先の電話番号 044-123-4567

横浜地方法務局法人登記部門 御中

10.5×4.5cmのスペースを
空けてください

6 お問い合わせ先

○法人登記に関すること

法人の所在地により管轄の法務局が異なります。

☆川崎市内の法人については、横浜地方法務局法人登記部門の管轄です。

横浜地方法務局 法人登記部門

【電話】

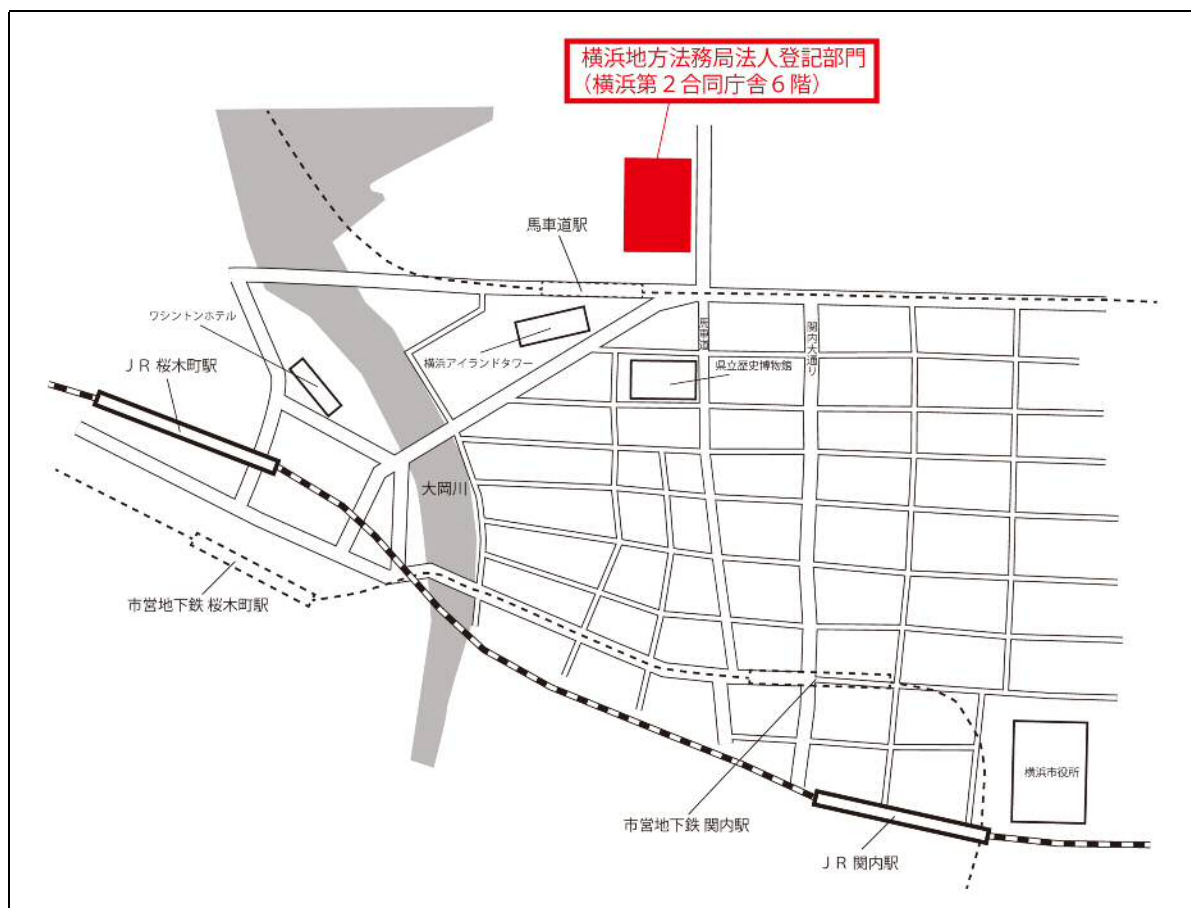
(045) 641-7956

【受付時間】

8:30～17:15 (土・日・祝日、年末年始を除く)

【所在地】

〒231-8411 横浜市中区北仲通5丁目57番地



○住居表示に関すること

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課住居表示係

【電話】(044) 200-2736